

『第2期四万十町立小中学校適正配置計画』に基づく 小学校の統合の進め方(方針)について

「第2期四万十町立小中学校適正配置計画」は、少子化の進展や学校施設の老朽化への対応も含め、将来の望ましい教育環境のあり方を検討し策定したものです。

しかし、新型コロナウイルス感染症など子どもたちを取り巻く環境も急激

に変化しており、特に小学校が持つ多様な機能にも留意し、今後も保護者や地域住民の十分な理解と協力を得る必要があると考えます。

このため、小学校の適正配置（統合）計画を進めるにあたり、運用上の方針を下記のとおり決定しましたの

で、学区を中心とした説明会を開催し、十分に協議を進めていきます。皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

※ 13 ページの四万十町議会定例会「行政報告（要旨）」もご覧ください。

小学校別 1 学年に入学する児童数推移

学校名	児童数						
	令 3	令 4	令 5	令 6	令 7	令 8	令 9
仁井田小学校	4	5	3	3	4	5	5
影野小学校	4	4	3	5	4	1	4
七里小学校	8	8	6	13	2	4	3
米奥小学校	4	7	3	3	4	2	2
窪川小学校	37	41	39	45	26	35	42
川口小学校	6	3	2	3	5	2	6
東又小学校	15	9	9	14	5	9	9
興津小学校	1	2	2	3	0	2	0
田野々小学校	7	7	11	10	4	12	5
北ノ川小学校	7	2	5	4	4	2	4
十川小学校	6	6	10	7	11	6	6
昭和小学校	2	3	1	3	5	3	3
計	101	97	94	113	74	83	89

R03.05.01 現在

自動車の利用実態に関する 調査ご協力をお願い

国土交通省では、都道府県、高速道路会社などと連携して、9月から 11 月までの間、全国で自動車の使われ方などを調べる全国道路・街路交通情勢調査を実施しています。この調査のうち、自動車起終点調査については、無作為に選定した自動車を保有する人・事業者の皆さまに対して、自動車の利用実態をお答えいただく調査となっています。

調査結果は、道路の計画や管理などの基礎となる重要な資料となるものです。調査の主旨をご理解いただき、調査への協力をお願いします。

■お問い合わせ先
サポートセンター

☎0120-888-517
※ 9:00 ～ 18:00（日、祝日を除く）

教育委員会の点検・評価 の公表について

「地方教育行政の組織および運営に関する法律」第26条の規定に基づき、四万十町教育委員会では、令和2年度の教育行政事務の管理と執行の状況について点検・評価を行い、報告書にまとめました。

報告書は、四万十町のホームページへの掲載、本庁・各地域振興局の閲覧コーナーに配備していますのでご覧ください。

■お問い合わせ先
学校教育課 ☎22-2594



次回年金相談のお知らせ

▶日時
令和 3 年 12 月 1 日（水）
10:00 ～ 15:00

▶場所
役場西庁舎 1 階会議室
※年金事務所へ予約が必要です

■お問い合わせ先
高知西年金事務所
〒780-0935
高知市旭町3丁目 70-1
☎088-875-1717
町民課 ☎22-3117
大正 町民生活課 ☎27-0112
十和 町民生活課 ☎28-5112



国民年金保険料の免除 について

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料の免除について

令和 2 年 5 月 1 日から、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例手続きが開始されました。

▶対象となる方

臨時特例による国民年金保険料の免除・猶予および学生納付特例申請は、以下の 2 点をいずれも満たした方が対象になります。

- ①令和 2 年 2 月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。
- ②令和 2 年 2 月以降の所得の状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれること。

▶対象期間

令和 2 年 2 月分以降の国民年金保険料が対象

▶申請先・申請方法

申請書は必要な添付書類とともに、住民登録をしている市役所・町村役場、または年金事務所へ郵送してください。

▶申請に必要な書類

臨時特例による免除の申請に必要な書類は以下の 2 つの書類となります。申請の際には、必ず 2 つ揃えて、郵送によりご提出ください。

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ②所得の申立書
※詳しくは、最寄りの年金事務所または、ねんきん加入者ダイヤルまでご相談ください。

■お問い合わせ先

ねんきん加入者ダイヤル
☎0570-003-004（ナビダイヤル）
なお、「050」から始まる電話番号からおかけになる場合は、東京 ☎03-6630-2525（一般電話）におかけください。

自賠責保険・自賠責共済のご案内

「自賠責 切れていませんか？」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、令和2年の事故発生件数は約31万件、死傷者数は約37万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は
法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意下さい！

四輪車もちろんですが、特に、車検制度のない 250cc 以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！
なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp> でご覧になれます。

■お問い合わせ先

国土交通省 四国運輸局
高知運輸支局 輸送・監査部門
☎088-866-7311



中期財政計画意見公募

第2次四万十町中期財政計画（後期 5 か年）（案）の意見公募手続きを実施します

本町では、最上位計画である総合振興計画とあわせて中期財政計画を策定していますが、今年度末をもって平成 29 年度から令和 3 年度までの前期計画期間が満了となることから、令和 4 年度以降における本町の財政運営方針を明らかにするとともに、健全財政を維持しつつ、効果的で持続性のある財政運営のもと、総合振興計画を着実に実行するため、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 2 次四万十町中期財政計画（後期 5 か年）」の策定に取り組んでいます。

このたび計画案を取りまとめましたので、町民の皆さまのご意見を募集します。

▶意見公募期間

11 月 15 日（月）～ 12 月 6 日（月）

▶資料の閲覧方法

- ①閲覧所での閲覧 ⇒ 本庁 1 階閲覧所、大正地域振興局 1 階閲覧所、十和地域振興局 1 階閲覧所、興津出張所閲覧所
- ②町ホームページでの閲覧
<https://www.town.shimanto.lg.jp/>

▶意見の提出方法

- ①意見箱による投函
- ②郵送の場合 〒786-8501
高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17
四万十町役場 総務課 宛
- ③FAX の場合
0880-22-3123
- ④直接提出する場合
役場総務課へお越しください。
- ⑤電子メールの場合
101010@town.shimanto.lg.jp

■お問い合わせ先

総務課 ☎22-3111

